

日野市立保育園給食調理業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年3月
日野市子ども部保育課

1 目的

日野市では、保育園給食の経験のある職員が定年により減少していく中で、市立保育園の調理業務において、安全で美味しい給食を安定的に提供できる体制を再構築しなければならない状況となっています。

このような中、日野市立おおくぼ保育園及びしんさかした保育園（以下「保育園」という。）の給食調理業務について、従来の自園調理及び市による食材購入を継続し、現在の調理業務や食育活動の水準を維持するため、令和9年（2027年）4月から保育園における給食調理業務の外部委託を実施します。

本業務の実施に当たっては、保育園給食調理業務がその性質上、衛生管理、食物アレルギー等の乳幼児の健康管理など、きめ細かい対応が必要となることから、保育園の乳幼児に、安全で美味しい給食を安定的に提供できる提案を行った者を最優秀提案者として選定するため、公募型プロポーザル方式により次のとおり募集します。

2 業務の概要

- (1) 委託業務の名称：日野市立保育園給食調理業務委託
- (2) 対象施設：日野市立おおくぼ保育園（定員104人）
日野市立しんさかした保育園（定員83人）
- (3) 調理食数
別紙「日野市立保育園給食調理業務委託仕様書（案）（以下「仕様書」という。）」調理見込み食数のとおり
- (4) 委託業務の内容：別紙「仕様書」のとおり
- (5) 業務履行期間：令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
※委託に関する予算について、議会の議決が得られなかった場合はこの限りではない。
- (6) 業務引継ぎ期間：令和9年3月1日から令和9年3月31日まで（予定）
契約締結後から委託業務開始までの間を、業務引継ぎ期間とし、引継ぎのための準備業務に係る経費は別途契約します。
- (7) 提案額
※1年間の総計で消費税及び地方消費税を含みます。
※上記の額は食材料費を除き、食材は日野市が発注し、費用を負担します。
※提案額は、物価上昇を考慮しないでください。
※実際の契約額は、最優秀提案者の参考見積額を踏まえて、本市と最優秀提案者との詳細協議により、本市の予算の範囲内で決定するものとします。
- (8) 公契約条例
本業務委託は日野市公契約条例の適用対象となります。労働報酬下限額等の

公契約条例の詳細については、日野市のホームページをご確認ください。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を遂行する能力を有し、次に掲げる条件を全て満たす事業者とします。

- (1) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける競争入札参加資格において、申請先自治体「日野市」を登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当していないこと。
- (3) 申込日現在、東京都内において指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より更生計画の認可決定を受けていること。
- (5) 民事再生法の適用を申請したものにあっては、裁判所より再生計画の認可決定を受けていること。
- (6) 日野市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (8) 「児童福祉施設等における食事の提供ガイド（こども家庭庁令和7年9月）」等に基づき、安心かつ安全で良質な給食の提供が可能であること。
- (9) 東京都内又は近県に本社、支社、営業所又は事業所のいずれかを有する事業者で、履行場所に2時間以内で到着可能かつ即時対応の体制が確立されていること。
- (10) 保育園給食共同調理場施設での調理業務、または集団給食業務の受託実績を3年以上有しており、平成30年の食品衛生法の改正による営業許可を取得していること。
- (11) 過去3年以内に保育園給食で食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (12) 本市との協議や調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更について、柔軟な対応ができること。

4 募集の周知及び実施要領の配布

- (1) 期間：令和8年4月28日（火）から5月25日（月）まで
- (2) 周知及び配布方法：市ホームページにて掲載します。

5 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加資格要件を確認しますので、次のとおり作成し、提出してください。

- (1) 提出日時：令和8年5月25日（月）午後5時 まで
- (2) 提出先：日野市子ども部保育課
- (3) 提出物：

提出書類	提出部数	備考
ア 参加申込書	1部	(第1号様式) ・電子メールでも提出すること。
イ 事業者概要説明書	1部	(第2号様式)
ウ 業務実績届出書	1部	(第3号様式)
エ 納税証明書	1部	法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税（写し可）
オ 財務諸表	1部	直近1事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び株式資本等変動計算書（写し可）

- (4) 提出方法：窓口又は郵送により、提出ください。
※郵送の場合は、配達記録が残る方法とし、提出日時内に必着とします。
※封筒表面に「保育課保育園給食調理業務担当宛」と明記してください。
- (5) 参加資格要件の確認結果：提出書類により参加資格の確認を行い、令和8年6月3日（水）までに参加資格確認結果を電子メールにて本市から送付します。
- (6) その他：参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届（第6号様式）を提出してください。

6 現地視察及び説明会

- (1) 実施期間 等
 - ア 期間 令和8年6月19日（金）
 - イ 時間 午後1時から午後5時までの間で、各園最大 30 分程度
集合場所、時間など現地視察の詳細については別途連絡します。
しんさかした保育園の視察後におおくぼ保育園での視察を行い、その後、説明会をおおくぼ保育園の2階にあります大久保地区センターで行います。
- (2) 申込期限：令和8年6月9日（火）午後5時まで
- (3) 申込方法：現地視察及び説明会参加希望者は、下記のQRコード（又はUR

L)により、申込期限日までに申し込みください。

なお、申込状況により、参加人数を制限することがありますので予めご了承ください。

→<https://logoform.jp/form/Z9UK/1511672>



(4) 視察者：1事業者3人以内とする。

(5) 留意事項

ア 調理室に入室する方は、当日体調不良がみられない者とし、清潔な衣服（白衣・帽子・マスク、うち履き物等）を用意してください。

イ 写真撮影は個人の撮影を除き可とするが、撮影した写真は当プロポーザル以外に使用しないでください。

ウ 本市職員の説明は、施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとし、また、本市職員の発言は、本業務の仕様を規定したり、許可したりするものではありません。

エ 視察時は、市の指示に従ってください。

オ 現地視察及び説明会への参加の有無は、最優秀提案者の選定審査に一切影響しません。

7 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問は、下記のQRコード（又はURL）により提出してください。

→<https://logoform.jp/form/Z9UK/1511373>



(1) 提出期間：令和8年6月4日（木）から6月22日（月）午後5時まで

(2) 回答方法：令和8年6月29日（月）までに本市ホームページで質問及び回答のすべてをまとめたものを掲載します。その際、質問者の情報は一切掲載しません。

なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書等の追加又は修正と見なしません。また、質問に対する回答への再質問は受け付けません。併せて、提出期間外の質問も受け付けません。

8 企画提案書等の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた参加者は、次のとおり企画提案書等は、次のとおり作成し、提出してください。

(1) 提出日時：令和8年7月24日（金）午後5時まで

(2) 提出先：日野市こども部保育課

(3) 提出部数：正本1部、副本8部

(4) 提出書類

提出書類	提出部数	備考
ア 表紙（鑑）	正本1部	（第4号様式） ・企画提案書兼誓約書を使用すること。
イ 企画提案書	正本1部 副本8部	
ウ 業務実績届出書	正本1部 副本8部	（第3号様式）
エ 参考見積書	正本1部 副本8部	（第5号様式） ・代表者印を押印すること。 ・日野市立保育園給食調理業務委託及び日野市立保育園給食調理業務準備履行業務委託それぞれ提出すること。

(5) 提出方法：窓口への持参又は郵送による

※郵送の場合は、配達記録が残る方法とし、提出日時に必着とします。

※封筒表面に「保育課保育園給食調理業務担当宛」と明記してください。

※提出書類等の確認を行いますので、事前に電話連絡を入れた上で来庁してください。

(6) 作成要領

ア 提出書類はA4版縦、横書き、左綴じ、ページ番号を付し、文字サイズ11ポイント以上とすること。

イ 提出書類のア～エの順番で製本し、インデックスを付け、簡易なA4ファイルに綴じ、提出してください。

なお、副本については、参加資格者が判明できる記載、表現等（商号、実印等）は黒塗りにする等により審査における匿名性を担保してください。

(7) 留意事項

ア 提出する書類の作成にあたっては、可能な限り具体的かつ、専門知識を有しない者でも理解できるように分かりやすい表現にまとめてください。

イ 申請者は、提出する書類一式の写しを保存し、申請書類の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものと見なします。

ウ 提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。
ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではありません。

- エ 申請書類は、理由のいかんを問わず、一切返却しません。
- オ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、参加辞退届（第6号様式）を提出してください。
- カ 本プロポーザルに関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- キ 申請書類は、日野市情報公開条例に基づき、市に対する情報公開の対象文書となります。この場合、無償で申請書類等の全部又は一部を使用できるものとします。ただし、公開することで個人が識別される、法人等の正当な利益を害するおそれがあると市が判断する部分は公開しませんが、それ以外の部分については原則、すべて公開対象とします。
- ク 申請書類等の著作権は、各申請者に帰属します。
- ケ 市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

9 企画提案書類の審査方法

審査にあたっては、企画提案書にかかるプレゼンテーションを実施し、市が別に定める日野市立保育園給食調理業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、（1）に定める審査要領に基づき評価し、最高得点者を最優秀提案者として選定します。

ただし、参加者多数の場合は、一次審査として企画提案書等の内容のみによる審査を行い、プレゼンテーション等を実施する参加者を上位3者以内に限定する。なお、参加者全員に一次審査結果を電子メールにて本市から送付する。

（1）審査方法

本プロポーザルにおける企画提案は、「日野市立保育園給食調理業務委託公募型プロポーザル審査要領（以下、「審査要領」という）に基づき、契約予定者等を選定します。

（2）選定基準

選定にあたっては審査要領により審査します。

（3）留意事項

- ア 企画提案書の提出者が1者の場合でも、企画提案書の審査を実施します。
- イ 最高得点を取得した参加者が複数いる場合は、委員会の総合的な審査により選定します。
- ウ 委員会委員の評定合計点が満点に対して60%に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない。
- エ 提出された企画提案書を審査した結果、いずれの提案も本実施要領で示した内容を満たしていないと判断した場合は、事業者の選定を行わないことがあります。

10 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 日時及び場所（予定）

令和8年9月下旬予定 ※時間及び会場は、別途連絡します。

(2) 実施方法

企画提案書の説明は1事業者15分以内（準備及び撤去の時間を含まず）で説明し、その後、委員会による質疑（20分程度）を行います。なお、質疑に対して回答した内容は、企画提案に含むものとします。

(3) 説明者

業務担当者を含めて3人までとします。

なお、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保するようにしてください。

(4) その他

ア プレゼンテーションは公開とします。

イ 委員会委員の事前公表は行いません。また、事前接触は認めないものとし、違反した場合は、当該申請を無効とするので十分に御注意ください。

ウ プレゼンテーションの際、パワーポイントを使用することができます。プロジェクター、ケーブル、スクリーン及び電源は本市で準備しますが、パソコンは各自で準備してください。なお、互換性等によりプロジェクターを持参しても構いません。

11 選定結果通知・契約手続等

(1) 選定結果通知及び公表

選定結果については、応募者全員に電子メールにて文書で送付するとともに、市のホームページにおいて、最優秀提案者及び優秀提案者の参加者名のみを公表し、評価点等は公表しません。

なお、審査結果に対する異議申し立ては受付しません。また、審査の経過に関する問合せには応じません。

(2) 選定結果の通知の予定時期

選定終了後速やかに通知します。（令和8年10月13日（火）予定）

(3) 給食調理業務履行準備業務

契約書の締結後から委託業務開始までの間を日野市立保育園給食調理業務準備履行期間とし、調理員の確保、指揮命令系統の確立、備品の確認等を行うものとします。

なお、開設の準備等に係る業務（令和9年3月1日から3月31日まで）については別紙「日野市立保育園給食調理業務準備履行業務委託仕様書」により、別途委託契約を締結します。

(4) 契約手続

委員会による審査結果に基づき、仕様書及び受託候補者の企画提案書等の記載事項を基本に協議の上、予算額の範囲内において契約を締結します。

ただし、特別な理由により契約予定者と契約を締結することができない場合は、次点者以降、審査結果の順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した企画提案者と契約の手続を行います。

12 参加資格の喪失等

次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加できません。また、既に提出された企画提案書等は無効とします。

- (1) 「3 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 企画提案書等の提出期限までに書類が提出されなかったとき。
- (3) 企画提案書類に不備があるとき（軽微な場合を除く）。
- (4) 企画提案書の内容が法令違反等で著しく不相当なとき。
- (5) プレゼンテーションに参加しなかったとき。
- (6) 市に提出した書類及びプレゼンテーションの内容等について、虚偽、不正等があることが判明したとき。
- (7) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (8) その他、本実施要領の内容に違反したとき。

13 公募のスケジュール

No.	項目	期日
1	募集告知開始	2026年4月28日（火）
2	参加表明書等の提出	2026年5月25日（月） 午後5時まで
3	参加資格確認結果の通知	2026年6月3日（水）
4	現地視察の申込（任意）	2026年6月9日（火） 午後5時まで
5	現地視察（任意）	2026年6月19日（金） 午後(予定)
6	応募に関する質問の提出（任意）	2026年6月22日（月） 午後5時まで
7	応募に関する質問の回答	2026年6月29日（月）
8	企画提案書等の提出	2026年7月24日（金） 午後5時まで
9	一次審査	2026年8月中旬
10	一次審査結果の通知	2026年8月下旬
11	プレゼンテーション及びヒアリング	2026年9月下旬
12	選定結果の通知	2026年10月13日（火）（予定）
13	選定結果の公表	2026年10月30日（金）
14	準備業務委託	2027年3月1日（月）
15	契約締結	2027年4月1日（木）
16	委託業務の開始	2027年4月1日（木）

14 問い合わせ先

日野市子ども部保育課 飯野、田野倉、勝山、堀口

住所 〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1

電話 042-514-8972 (直通)

MAIL : hoiku@city.hino.lg.jp

FAX 042-586-1855